

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月26日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-90

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第1条の6 条例第2条の3第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常態として条例第2条の3第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、<u>養子縁組によって養親となることを希望している者</u>として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(条例第2条の3第2号の人事委員会規則で定める場合)</p> <p>第1条の6 条例第2条の3第2号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 常態として条例第2条の3第2号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法<u>第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合</u></p> <p>ア～エ (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（注）1、様式第1号の2記入上の注意1、様式第4号（注）1及び様式第5号（注）1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の様式は、当分の間、調整して使用できる。